

小 布 施 町

障がい児・者 福祉のしおり

令和6（2024）年4月

小布施町役場 健康福祉課 地域福祉係

| | 窓 口 | 相 談 内 容 | 直通電話 |
|-------|--------------|---|----------|
| 健康福祉課 | ① 地域福祉係 | 障がい児・者の全般的な相談、手帳の交付、手当の支給、在宅サービス、社会参加の促進、施設入所・通所、障害者の権利擁護 | 214-9118 |
| | ② 高齢者福祉係 | 高齢者福祉（介護保険） | 214-9108 |
| | ③ 地域包括支援センター | 介護保険の利用・相談、介護予防、日常生活支援、認知症に関する相談支援、高齢者の権利擁護 | 242-6680 |
| | ④ 健康係 | 健康づくり・相談、健康診査、精神保健 | 214-9930 |
| | ⑤ 国保年金係 | 障害年金、国民健康保険、後期高齢者医療 | 214-9107 |
| 住民税務課 | ⑥ 税務係 | 税の減免等 | 214-9103 |

障がい児・者 福祉のしおり 目次

1. 手帳

| | |
|-------------------|---|
| 身体障害者手帳 | 1 |
| 療育手帳 | 1 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 2 |

2. 医療

| | |
|-----------------------|---|
| 自立支援医療（更生医療） | 3 |
| 自立支援医療（育成医療） | 3 |
| 自立支援医療（精神通院医療） | 4 |
| 福祉医療費給付金 | 4 |
| 後期高齢者医療制度の障害認定 | 5 |
| 特定疾病療養受給者証 | 5 |
| 特定医療費助成事業 | 6 |
| 小児慢性特定疾病医療費助成事業 | 6 |
| 難病に関する相談 | 6 |

3. 手当

| | |
|------------------------|---|
| 特別児童扶養手当 | 7 |
| 障害児福祉手当 | 7 |
| 特別障害者手当 | 8 |
| 心身障害児福祉年金 | 8 |
| 重度要介護高齢者等在宅介護支援金 | 9 |
| 心身障害者扶養共済制度 | 9 |

4. 自立支援給付サービス

| | |
|--------------------------------|----|
| 法律に基づく給付（児童福祉法・障害者総合支援法） | 10 |
| 障害福祉サービス（障害者総合支援法） | 11 |
| 補装具費の支給（障害者総合支援法） | 12 |
| 手話通訳派遣・要約筆記派遣（地域生活支援事業） | 13 |
| 日常生活用具の給付（地域生活支援事業） | 13 |
| 移動支援事業（地域生活支援事業） | 14 |
| 日中一時支援事業（地域生活支援事業） | 14 |

5. 在宅福祉サービス

| | |
|------------------------|----|
| 自動車運転免許取得費助成事業 | 15 |
| 身体障害者用自動車改造費助成事業 | 15 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 心身障害児・者タイムケア事業 | 15 |
| 高齢者等にやさしい住宅改良促進事業（身体障害者住宅整備補助事業） | 16 |
| 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 | 16 |
| 福祉バス運行サービス事業 | 16 |
| 高齢者等移動支援事業（タクシー利用助成） | 17 |
| 福祉用具貸与サービス事業 | 17 |
| 配食サービス「ふれあい給食」事業 | 17 |
| 訪問理美容サービス事業 | 18 |
| 緊急通報装置設置費補助金交付事業 | 18 |
| 福祉車両貸出サービス事業 | 18 |
| 声の広報 | 18 |
| 有償在宅福祉サービス事業（有償くらし安心サポート”福ちゃん”） | 19 |
| 日常生活自立支援事業 | 19 |
| 金銭管理・財産保全サービス事業 | 19 |
| 生活福祉資金の貸付事業 | 20 |
| 成年後見制度 | 20 |

6. 運賃・税金等優遇措置

| | |
|---------------------------------|----|
| NHK放送受信料の免除 | 21 |
| Goolight(須高ケーブルテレビ)放送利用料の減免 | 21 |
| 携帯電話料金の割引 | 22 |
| 有料道路通行料金・一般自動車使用料金の割引 | 22 |
| 旅客鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空旅客運賃の割引 | 23 |
| 駐車禁止規制の適用除外 | 23 |
| 身体障害者標識（身体障害者マーク）の販売 | 24 |
| 信州パーキング・パーミット制度（障がい者等用駐車場利用証制度） | 24 |
| ヘルプマークの配布 | 25 |
| 税金の控除 | 26 |
| 税金の非課税 | 27 |
| 自動車税の減免 | 28 |

7. 年金

| | |
|--------|----|
| 障害基礎年金 | 30 |
| 障害厚生年金 | 30 |

8. スポーツ・レクリエーション

| | |
|-------------------------|----|
| 長野県障がい者福祉センター サンアップル | 31 |
| 障がい者スポーツ大会 | 31 |
| 長野県障がい者文化芸術祭（夢・アートフェスタ） | 31 |
| 町内の美術館等施設の利用助成 | 32 |
| 県立の文化施設の利用助成 | 32 |

| | |
|------------------|----|
| ゆめ愛文化展 | 32 |
| 障がい者「希望の旅」 | 32 |
| ふれあい小さな旅 | 32 |

9. 相談窓口ほか

| | |
|---------------------------|----|
| 小布施町が委託している相談支援センター | 33 |
| その他の相談窓口 | 33 |
| 町内の福祉事業所一覧 | 35 |

1. 手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により 1 級から 6 級までに区分されます。

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・ 交付申請書
- ・ 身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく医師により、申請前 2 カ月以内に診断を受けたもの）
- ・ 写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、上半身、撮影後 1 年以内のもの）※申請書に貼らずにお持ちください
- ・ マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できるもの

○その他

申請をしてから手帳の交付まで 2 カ月程度かかります。

町外へ転出した場合は、転出先で居住地変更の届が必要になります。

死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったときは返還届が必要になります。

療育手帳

知的に障がいのある人が、一貫した療育・援助や、様々な福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により A1・A2・B1・B2 に区分されます。

○対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害と判定された人

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・ 交付申請書
- ・ 写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、上半身、撮影後 3 カ月以内のもの）

○その他

申請をしてから手帳の交付まで 2 カ月程度かかります。

町外へ転出した場合は、転出先で居住地変更の届が必要になります。

死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったときは返還届が必要になります。

再判定の時は、児童相談所または知的障害者更生相談所へ判定日の予約をし、再判定を受けてください。

その際、写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、上半身、撮影後 3 カ月以内のもの）を持参してください。

■判定先

長野中央児童相談所・知的障害者更生相談所 長野市南長野妻科 282-7 電話 238-8010

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人が、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により 1 級から 3 級までに区分されます。

○対象者

精神疾患を有する人（知的に障がいがある人を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・手帳申請書
- ・医師の診断書または障害者年金関係書類
- ・写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、上半身、撮影後 1 年以内のもの）
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できるもの

○その他

初診日から 6 カ月以上経過している人が対象となります。

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は 2 年です（有効期限の 3 カ月前から更新手続きができます）。

申請をしてから手帳の交付まで 1 カ月半程度かかります。

町外へ転出した場合は、転出先で居住地変更の届出が必要です。また、死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったときは返還をお願いします。

2. 医療

自立支援医療（更生医療）

人工透析、腎移植術など障がい部位に対する手術等により、身体上の障がいを除去又は障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。（有効期間は原則 3 カ月以内）

○対象者

身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の人で、県立総合リハビリテーションセンター内更生相談室により、あらかじめ手術等により障がいが軽減されると判断された人

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳
- ・更生医療意見書（指定医療機関の医師による作成のもの）
- ・健康保険証（本人及び同じ健康保険に加入している全員のもの）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの（本人及び同じ健康保険に加入している全員分）

○申請時期

医療の開始前までに（特に緊急を要する場合は、身体障害者手帳交付と更生医療を同時に申請できる場合があります）

○利用者負担

定率（1 割）の自己負担があります。（世帯の所得等に応じて負担上限額が設定されます）

○その他

対象となる医療については、健康福祉課地域福祉係へお問い合わせください。
診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、事前にご相談ください。

自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の児童で、身体上の障がいを有し、現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる場合、生活の能力を得るために必要な医療を受けることができます。

○対象者

18 歳未満で、指定医療機関で医療を受けることが必要な児童。身体障害者手帳は必要ありません。

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・育成医療意見書（指定医療機関の医師により作成のもの）
- ・健康保険証（本人及び同じ健康保険に加入している全員分）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの（本人及び同じ健康保険に加入している全員分）

○申請時期

医療の開始前までに受給者証の発行を受けておく必要があります。

○利用者負担

定率（1 割）の自己負担があります。（世帯の所得等に応じて負担上限額が設定されます）

○その他

対象となる医療については、健康福祉課地域福祉係へお問い合わせください。
診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、事前にご相談ください。

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）で通院による精神医療を続ける必要がある人の医療費の自己負担が、1割（世帯の所得等に応じて負担上限額が設定されます）になります。

○対象者

継続的に精神科等への通院が必要な人（精神障害者保健福祉手帳を持っていない人も対象になります）
発達障がいの通院についても対象になります。

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・自立支援医療用診断書
- ・本人に非課税収入（年金等）がある場合その金額が確認できる書類（年金証書や払込通知書の写し）
- ・健康保険証（本人及び同じ健康保険に加入している全員分）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの（本人及び同じ健康保険に加入している全員分）

○その他

1年に1度の更新手続きが必要になります。（有効期限の3カ月前から更新手続きができます）
精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、必要書類が異なりますので事前にご相談ください。

福祉医療費給付金

病院や薬局で支払った自己負担分の医療費について、後日町から医療費の一部が給付される制度です。福祉医療費の給付を受けるには、あらかじめ受給資格認定の申請を行う必要があります。

○対象者（受給資格）

- 1) 身体障害者「1級」「2級」「3級」に該当する人
 - 2) 療育手帳「A1」「A2」「B1」に該当する人
 - 3) 手帳の基準とは別の、国民年金法にある「障害」のある人
 - 4) 精神障害者保健福祉手帳「1級」「2級」の人（通院のみ）
- ※いずれも所得制限により受給できない場合があります。（18歳までの児童を除く）

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・資格取得条件に係る手帳又は証書
- ・対象者の健康保険証
- ・預金通帳等

○受給者証と給付申請方法

受給資格認定の申請後、対象になる人には受給者証が交付されます。

長野県内の医療機関等では、医療費を通常どおり支払い「福祉医療費受給者証」を毎回必ず提示してください。提示するだけで、手続きは完了します。

県外の医療機関では受給者証は使用できませんので、福祉医療費支給申請書に医療機関発行の領収書を添付して、役場地域福祉係へ直接申請してください。

○その他

受給資格は、手帳交付日の属する月から該当になります。

診療を受けた月を含めて、2年以内の申請について給付します。

1レセプトあたり受給者負担金 300 円を控除します。また、加入健康保険の付加給付、高額療養費がある場合は、その額を控除します。

18 歳までの人は現物給付方式（窓口負担は受給者負担金 300 円のみ）になります。

後期高齢者医療制度の障害認定

後期高齢者医療へ加入することで、医療費の自己負担が1割～3割になります。

○対象者

65 歳～74 歳の障がいがある人で、一定以上の障がいの状態にある次の人

身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部

療育手帳 A 判定

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

障害年金証書 1・2 級

○手続き申請窓口

健康福祉課 国保年金係 電話 214-9107

○その他

資格取得は本人の申請（任意加入）によるものです。

特定疾病療養受療者証

①人工透析を実施している慢性腎不全

②血友病

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（厚生労働省が認めるもの）

に該当する場合、加入している医療保険に申請し、特定疾病療養受療者証の交付を受け、該当の疾病で医療機関を受診すると、窓口負担が軽減されます。

※特定疾病療養受療者証は、医療機関窓口で提示する必要があります。

※加入している医療保険が変わる場合は、新たに加入する医療保険に申請が必要となります。

特定疾患・難病等

特定医療費助成事業

対象疾病（341 疾病）患者の保険医療費の自己負担分（患者一部負担額を除く）を公費負担します。

対象となる疾患の例：ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、再生不良性貧血、サルコイドーシス、クローン病、後縦靭帯骨化症、悪性関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、特発性血小板減少性紫斑病、潰瘍性大腸炎、脊髄小脳変性症、パーキンソン病、網膜色素変性症等

○問い合わせ先

長野保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話 026-225-9045

小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性疾病のうち特定の疾病については、治療が長期にわたり、子どもの健全な育成の妨げになるだけでなく、医療費の負担も高額となります。

18 歳未満の児童（引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳まで）を対象に、788 疾患の治療に要する保険医療費について、自己負担分（患者の生計を維持している人の所得に応じた患者一部自己負担額を除く）を公費負担します。

○問い合わせ先

長野保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話 026-225-9045

難病に関する相談

難病患者とその家族に対し、難病に関する医療相談、生活相談など疾病に対する正しい理解やその支援について相談を受けます。

■長野県難病相談支援センター 電話 0263-34-6587

■長野保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話 026-225-9039

健診等

町民健診（個別健診・集団健診）・特定健診（国民健康保険加入者）・高齢者健診（個別健診）を受診される場合、障がいのある人で福祉医療対象の人は無料となります。健診を受ける前に役場健康係窓口で申請をしてください。無料受診券を発行します。

○手続き申請窓口

健康福祉課 健康係（保健センター） 電話 026-214-9930

○申請時にお持ちいただくもの

福祉医療費受給者証

3. 手当

特別児童扶養手当

○対象者

重度若しくは中度の身体障がい、知的障がい又は精神障がい等がある20歳未満の児童を在宅で養育している人

○内容

支給額（月額） 1級 55,350円 2級 36,860円（年度途中で額が変更になる場合があります）

支給方法 □座振替

支給時期 年3回（4月・8月・11月）

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・所定の診断書（障害の程度によって必要）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ・保護者（受給者）名義の預金通帳等

○その他

障がいを支給事由とする公的年金と併給できません。

前年の所得が一定以上の額にある人は支給できません。

施設入所児は除きます。

障害児福祉手当

○対象者

日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児（身体障害者手帳1級及び2級の一部の障がい児、療育手帳A1の一部重度障がい児）

○内容

支給額（月額） 15,690円（年度途中で額が変更になる場合があります）

支給方法 □座振替

支給時期 年4回（5月・8月・11月・2月）

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・所定の診断書
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ・本人（対象児童）名義の預金通帳等

○その他

障がい支給事由とする公的年金と併給できません。

児童及び扶養義務者の前年の所得が一定以上の額にある人は支給されません。

施設入所児は除きます。

特別障害者手当

○対象者

日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅障がい者（国民年金法別表 1 級程度の障がい重複する人及び同等以上の人）

○内容

支給額（月額） 28,840 円（年度途中で額が変更になる場合があります）

支給方法 座振替

支給時期 年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・所定の診断書
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ・本人名義の預金通帳等

○その他

前年の所得が一定以上の額にある人は支給されません。

施設入所者および 3 カ月以上継続して入院している人は除きます。

心身障害児福祉年金

○対象者

身体障害者手帳 3 級以上又は療育手帳の交付を受けた障がい児の保護者（町内在住 6 カ月未満の者を除く）

○内容

支給額（年額） 1 級（身体障害者手帳 1 級、療育手帳 A1・A2） 20,000 円

2 級（身体障害者手帳 2 級・3 級、療育手帳 B1・B2） 10,000 円

支給方法 座振替

支給時期 年 1 回（3 月）

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・保護者名義の預金通帳

○その他

- ・施設入所児は除きます。
- ・年度の途中で受給資格の認定を受けた人については、当該認定を受けた日の属する月から当該年度の3月分まで、年度の中で転出等により受給資格を喪失した人については、事由の発生した日の属する月までを月割により計算した額の合計額を支給します。

重度要介護高齢者等在宅介護支援金

○対象者

町内に 6 カ月以上住所を有する重度心身障がい児・者及び介護者であって、障害児福祉手当受給者又は特別障害者手当受給者で、常時複雑な介護を必要とする人を 6 カ月以上（※重度心身障がい児・者が施設入所・短期入所・入院となっている日数は除く）在宅で介護している人

○内容

支給額（年額） 50,000 円

支給方法 □座振替

支給時期 年 1 回（12 月）

○申請時期 11 月（対象になると思われる人へ申請書を送付します）

○手続き申請窓口

健康福祉課 高齢者福祉係 電話 214-9108

心身障害者扶養共済制度

○対象者

心身障がい児・者：身体障害者手帳 1～3 級、知的に障がいがある人若しくは精神又は身体に永続的に障がいのある人

心身障がい児・者を扶養する保護者：毎年4月1日における年齢が 65 歳未満で、特別な疾病又は障がいのない健康状態であること

○内容

障がい児・者を扶養している人が加入して掛金を納付することにより、加入者が死亡又は重度障害になったときに、障がい者に年金を支給します。加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態となったとき、扶養していた障がい児・者に月額 1 □ 20,000 円の年金を支給します（月額 2 □まで）。なお、1 年以上加入した後、加入者の生存中に障害児・者が死亡した場合は、加入期間に応じて加入者に弔慰金が支給されます。年金・弔慰金には所得税がかかりません。

○掛金

加入時の年齢により段階があります。（1 □月額 9,300 円～23,300 円）

1 人の心身障がい児・者につき 2 □まで加入できます。掛金は全額所得控除されます。

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

長野保健福祉事務所 福祉課 電話 225-9085

4. 自立支援給付サービス

法律に基づく給付

(1) 児童福祉法

| | | |
|---------|-------------|--|
| 障害児通所給付 | 児童発達支援 | 未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、児童の居宅を訪問し基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |
| | 放課後等デイサービス | 障がいのある就学児童に対して、放課後や夏休み等長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、指導を行います。 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育園、幼稚園等を訪問し、障がい児に対して集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。 |
| | 障害児相談支援 | 相談支援専門員が障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等の連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。 |

(2) 障害者総合支援法

サービスは、障がいの程度や懸案すべき事項を踏まえ個別に支給決定が行われます。主に「a.障害福祉サービス」と、利用者の個々の状況に応じて柔軟に実施する「d.地域生活支援事業」に分けられます。

| | | | |
|---------------|------------|---------|---|
| 自立支援給付 | a.障害福祉サービス | 1)介護給付 | 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、重度障害者等包括支援、施設入所支援 |
| | | 2)訓練等給付 | 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助 |
| | b.自立支援医療 | | 更生医療、育成医療、精神通院医療 |
| | c.補装具 | | 補装具の給付 |
| d.市町村地域生活支援事業 | | | ①相談支援 ②意思疎通支援（手話通訳派遣・要約筆記派遣） ③日常生活用具の給付 ④移動支援 ⑤日中一時支援 ⑥地域活動支援センター |

a. 障害福祉サービス

| 事業名 | | 施策の内容 |
|--------|---|---|
| 相談支援 | 計画相談支援 | 障害福祉サービス等の利用にあたり事業所等との連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。サービス利用開始後、利用状況の検証を行います。 |
| | 地域相談支援 | 地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者や、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、関係機関との調整等を行います。 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 |
| 介護給付 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で、入浴、排泄、食事の介護及び洗濯、掃除等の家事援助を行います。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の障がい者で常に介護を必要とする人へのホームヘルプや、外出時の移動支援などを総合的に行います。 |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている知的・精神障がい者で、行動時の危険回避のための援護、外出時の移動中の介護を行います。 |
| | 同行援護 | 重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。 |
| | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| | 生活介護 | 常時介護を要する人に、昼間、施設において介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| | 短期入所（ショートステイ） | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 |
| | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| 訓練等給付 | 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 |
| | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | 就労に必要な、知識、能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。 |
| | 就労継続支援（A型・B型） | 通常の事業所雇用が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 共同生活援助（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |
| | 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題把握、関係機関等の連絡調整等を行います。 |
| 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間定期的な巡回訪問などを行います。 | |

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用手続き（申請サービスによっては一部省略あり）

相談・利用申請 地域福祉係や相談支援事業所に利用したいサービスについて相談します。

⇒ **認定調査障害支援区分一次判定** 心身の状況に関する聞き取り調査を行います。

- ⇒ **障害支援区分二次判定** 主治医意見書と一次判定の結果をあわせて、障害支援区分審査会で障害支援区分の判定を行います。
- ⇒ **サービス等利用計画案作成** 相談支援専門員がサービス利用にあたって利用計画を作成します。
- ⇒ **支給決定** サービス利用の意向や生活状況を勘案して支給決定し、受給者証を発行します。
- ⇒ **サービス担当者会議** 関係者が集まり、サービス内容について確認します。
- ⇒ **利用に関する契約締結・サービス利用開始** 利用したい事業所と契約を締結し、サービスを利用します。

b. 自立支援医療

しおり中、3～4 ページをご覧ください。

c. 補装具費の支給

障がいの内容や程度によって、補装具の交付（修理）が受けられます。

| 障がい区分 | 補装具の種目（18歳以上では受けられない種目もあります） |
|-------|---|
| 肢体不自由 | 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置 |
| 視覚障がい | 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 |
| 聴覚障がい | 補聴器 |

○申請時にお持ちいただくもの

印鑑、身体障害者手帳、見積書

※補装具の種目によっては、指定医師の意見書・処方箋が必要となります。

○その他

必ず補装具を購入・修理する前に申請してください。（補装具の種目によって申請方法が異なりますので、事前にご相談ください）

利用者負担は定率1割です。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。（低所得者（町民税非課税）に該当する場合は、利用者負担が無料になります。）

補装具の基準価格を超えた超過分についても自己負担になります。

品目ごとに耐用年数が設けられています。年数が経過するまでは同一のものは給付できません。

介護保険の補装具と重複する種目については、介護保険のサービスが優先します。

d. 地域生活支援事業によるサービスについて

手話通訳派遣・要約筆記派遣

聴覚に障がいのある人が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための援助を行います。事前に派遣申請が必要になります。

日常生活用具の給付

障がいの内容や程度によって、在宅の重度身体障がい児・者、重度の知的障がい児・者に対し、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の給付を行います。

○日常生活用具の品目

| 支援用具区分 | 主な品目 |
|-------------|---|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、便器、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、点字図書 |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ用装具、収尿器、紙おむつ |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 |

○申請時にお持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳
- ・給付を希望する用具の見積書とカタログ
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの

○その他

必ず用具を購入する前に申請してください。

対象用具の基準額を上限として町民税課税世帯は定率（5%）の利用者負担があります。また、対象用具の基準額を超えた超過分についても自己負担になります。用具の納品を受ける際、自己負担金をお支払いください。

品目ごとに耐用年数が設けられています。年数が経過するまでは同一のものは給付できません。

※介護保険のサービス内容と重複する用具については、介護保険のサービスが優先します。

移動支援事業

社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通院・通勤・通学等を除く）を支援します。

○対象者

屋外での移動が困難な視覚障がい児・者（身体障害者手帳 1・2 級）、肢体不自由障がい児・者（身体障害者手帳 1・2 級）、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい児・者、対象疾病（難病等）に罹患している人又は児童

特別児童扶養手当に該当する児童、特別支援学校に通学している児童等（児童は小学 1 年生以上）

○支援の種類

個別支援型：障がい児・者一人に対して一人のヘルパーが対応

グループ支援型：障がい児・者複数人に対して一人又は二人のヘルパーが対応

（障がい児・者とヘルパーの比率は 2 対 1、3 対 1、3 対 2 のいずれか）

○申請時にお持ちいただくもの

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病等対象疾病に罹患していることがわかる証明書、特別児童扶養手当証書

○その他

町民税課税世帯の利用者は、移動支援サービス利用料の定率（5%）の利用者負担があります。

日中一時支援事業

在宅障がい児・者に日中活動の場を提供し、施設において見守りと社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれか交付を受けている障がい児・者等

○申請時にお持ちいただくもの

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

○その他

町民税課税世帯の利用者は、日中一時支援サービス利用料の定率（5%）の利用者負担があります。

5. 在宅福祉サービス P11. 障害福祉サービス、P13. 地域生活支援事業以外のサービス

自動車運転免許取得費助成事業

運転免許取得に要する経費で、実支出額に3分の2を乗じた額（限度額15万円）を助成します。

○対象者

町内に住所を有し、運転免許取得により社会参加が見込まれる人

聴覚・平衡機能障がい（身体障害者手帳4級以上）、音声・言語・そしゃく機能障害又は肢体不自由（身体障がいの状態に応じた補助手段を要する人）

前年の所得税額が15万円以下の世帯に属する人

○申請時にお持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳
- ・申請者名義の預金通帳

○その他

免許取得後の申請は対象になりません。

身体障害者用自動車改造費助成事業

自ら所有し運転する自動車改造に直接要する経費で、一人あたり10万円以内で助成します。

○対象者

町内に6カ月以上住所を有する18歳以上で、自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる人（所得制限あり）

○申請時にお持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・改造費の見積書
- ・自動車車検証
- ・申請者名義の預金通帳 等

○その他

改造実施後の申請は対象になりません。

心身障害児・者タイムケア事業

障がい児・者が家庭において一時的に介護を受けることができない時に、あらかじめ登録した介護者（施設や近隣在住者等）が時間単位で介護サービスを提供します。（年間利用時間は一人300時間以内）

○対象者

在宅の重症心身障がい児・者、知的障がい児・者、身体障がい児・者、精神障がい者

○申請時にお持ちいただくもの

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

○その他

毎年度の利用登録申請が必要になります。

高齢者等にやさしい住宅改良促進事業（身体障害者住宅整備補助事業）

障がい者が日常生活の一部を自力で営むことや介護者の負担軽減を目的として住宅等を整備改修した場合に、補助金を交付します。（限度額70万円）

対象となる工事：既存の住宅の浴室、便所、台所、玄関、階段等障がいの程度に応じて整備改修を図るもの
利用者負担あり（改修経費の1割自己負担）

○対象者

町内に住所を有する65歳未満の重度身体障がい者（介護保険対象者は対象外）で、介助を受けなければ日常生活を営むのに困難がある人

同一の住居及び生計を一にする者の前年分所得税額の合計金額が8万円以下の世帯

○申請時にお持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳
- ・住宅改修に要する経費総額の見積書
- ・工事前の写真
- ・設計図（改修前及び改修後の状態が確認できるもの）等

○その他

改修後の申請は受理できませんので、必ず着工前にご相談ください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対して補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。

購入後の申請は受理できませんので、必ず購入前にご相談ください。

○対象者

町内に住所を有する18歳未満の人で、両耳の聴力レベルが70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象外である人

専門医により補聴器の装用が必要であると診断されている者

○内容

別途定める基準額又は補聴器購入費等のいずれか低い額の3分の2を助成（1,000円未満切り捨て）

修理については、同一年度2回を限度

○申請時にお持ちいただくもの

- ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医による意見書
- ・意見書の処方に基づく見積書

福祉バス運行サービス事業

一般車両での移動が困難な人の外出を支援するため、リフト付きの福祉車両等で通院や買い物等の送迎をします。（利用者負担あり／付添人1人以上必要）

利用時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

送迎は、隣接市町村の範囲内でおおむね片道30分以内です。

○対象者

現在在宅で生活している又は在宅しようとする人で、一般車両での移動が難しく、常時車いす等を使用している障がい者等。

高齢者等移動支援事業（タクシー利用助成）

障がい者等の外出を支援するため、タクシーを利用する際、タクシー利用助成券を交付します。

1 カ月につき 2,100 円分のタクシー利用助成券をお渡しします。指定のタクシー会社を利用した際、ご利用できます。

○対象者

身体障害者手帳（1 級、2 級）、療育手帳（A1、A2、B1）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）のいずれかを所持し、かつ町民税非課税で町税等の滞納がない人
「福祉バス運行サービス」利用者及び施設入所者等は除きます。

○手続き申請窓口

健康福祉課 高齢者福祉係 電話 214-9108

○申請時にお持ちいただくもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

○その他

タクシー利用助成券は、申請した月から対象とし年 3 回（3 月・7 月・11 月）に分けて発行します。
年 1 回更新をする必要があります。

福祉用具貸与サービス事業

一時的に日常生活を送ることが困難となった人の日常生活上の便宜を図り、介護者の負担を軽減するため、一定の期間を定めて福祉用具を貸与します。

貸出品目：車いす、歩行器（利用者負担あり）

○対象者

身体障害者手帳 2 級以上で日常生活の基本的な動作に介護を必要とする人
入院又は入所中で外泊等により自宅で介護を必要とする人
傷病等により一時的に福祉用具が必要な人

○その他

対象者の要件等を満たせないため貸与が受けられない場合、事業所等の一般の福祉用具貸与サービスがあります。（利用料について町の補助はありません）

配食サービス「ふれあい給食」事業

食事の調理が困難な人に栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を兼ねて、昼食と夕食を定期的に提供します。

1 食あたり 昼食 250 円 夕食 300 円（刻み食、おかゆの場合は、100 円加算）

○対象者

障がい者のひとり暮らし、65歳以上のひとり暮らし、70歳以上の高齢者世帯のいずれかがかつ町民税非課税の人

○その他

あらかじめ申請していただき、現状を調査し確認後に決定します。

訪問理美容サービス事業

寝たきり等身体の不自由で美容院・美容院に行けない人に、自宅で理容・美容のサービスが受けられるように、出張費用の一部（1回700円）を補助します。

○対象者

身体障害者手帳1級又は2級所持者等

緊急通報装置設置費補助金交付事業

急病等の緊急時に迅速に対応するため、緊急通報装置の初期設置費用の助成を行います。

○対象者

65歳以上の人

○その他

基本サービスの初期設置費用（世帯上限30,000円）を補助します。

福祉車両貸出サービス事業

車いすを使用しなければ外出できない人に、行楽や行事、レクリエーション等の外出に利用できる福祉車両の貸し出しを行います。

○対象者

身体障がい児・者で下肢に障がいがあり車いすを必要とする人や傷病等一時的に車いすを必要とする人。

○手続き申請窓口

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

○その他

貸出期間は半日を単位とし1泊2日が限度となります。

利用料は無料ですが、走行に必要な燃料や運行に必要な駐車場代、有料道路料金、その他の費用については、利用者負担になります。

声の広報

視覚障がい者を対象に「町報おぶせ」「社協報福ちゃん」の内容を収録したCDをまちとしょテラソで貸し出します。

○問い合わせ窓口

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

有償在宅福祉サービス事業（有償くらし安心サポート“福ちゃん”）

住み慣れた地域で安心や生きがいを持って住めるまちづくりをめざし、日常生活の困りごとを「困った時はお互いさま」の気持ちを基本とした支え合い活動で解消します。日用品の買い物や外出の付添い、ゴミ出し等、町社会福祉協議会に登録されたボランティアが日常生活のお手伝いをします。

（利用時間 月曜～金曜午前9時～午後5時／利用料金 1時間あたり概ね500円）

○対象者

町内に住所を有する障がい者または概ね65歳以上で、家族が近くにいない又は身近に協力者がいないかつ日常生活に心配ごとや困りごとがある人

○手続き申請窓口

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者等判断能力が十分でなく日常生活上の判断に不安のある人が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように、契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・財産関係書類等の預かりを行い生活の支援をします。

○対象者

次の要件をすべて満たす人

- ・福祉サービスの利用等について、自己の判断で適切に行うことが困難である人
- ・契約内容について認識し得る能力を有していると認められる人、若しくは判断能力が不十分でも、成年後見人等との間で援助の開始に必要な契約を結ぶことができる人

○手続き申請窓口

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

金銭管理・財産保全サービス事業

高齢者や障がい者が安心して日常生活を送れるようにするため、契約に基づき日常的な金銭管理や財産関係書類等の預かりサービスを行います。

○対象者

町内に住所を有し、自身で金銭管理や書類等の保管をすることが困難な人で、意思能力があり、援助の開始に必要な契約をすることができる人

- ・20歳以上の身体障害者（手帳を有する人）
- ・おおむね65歳以上の高齢者

○手続き申請窓口

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

生活福祉資金の貸付事業

低所得者や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目的として、無利子や低利子で資金貸し付けを行います。

○対象者

障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者の属する世帯）や低所得者世帯、高齢者世帯

○手続き申請窓口

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

成年後見制度

成年後見制度を必要とする人やそのご家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。
成年後見制度を利用するための手続きを支援します。

○手続き申請窓口

須高地域成年後見支援センター（須坂市社会福祉協議会内） 電話 214-1027

○基本相談窓口

高齢者・小布施町地域包括支援センター 電話 242-6680

・健康福祉課高齢者福祉係 電話 214-9108

障害者・健康福祉課地域福祉係 電話 214-9118

○専門相談窓口（後見制度の申立て及び手続きについて）

・長野家庭裁判所後見・財産管理係 電話 026-403-2040

6. 運賃・税金等優遇措置

NHK放送受信料の免除

○対象者

| | |
|------|---|
| 全額免除 | 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯全員が町民税非課税の場合 |
| 半額免除 | <ul style="list-style-type: none">・視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合・重度（1級又は2級）の身体障害者手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合・重度（A1）の療育手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合・重度（1級）の精神保健福祉手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合 |

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

○その他

町が免除事由について証明しますので、NHK長野放送局に郵送してください。（申請書は役場にあります）

問い合わせ先 NHK視聴者コールセンター 電話 0570-077077 又は 0120-151515

Goolight（旧：須高ケーブルテレビ）放送利用料の減免

次のいずれかに該当する場合、利用料が月額 1,000 円免除になります。

○対象者

- ・契約者が視覚、聴覚の身体障害者手帳を所有し、世帯主である
- ・契約者が3級以上の身体障害者手帳を所有し、世帯主である

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

身体障害者手帳

○その他

町が免除事由について証明します。（申請書は役場にあります）

問い合わせ先 株式会社 Goolight 電話 026-246-1222

携帯電話料金の割引

携帯電話の料金が割引になる場合があります。携帯電話会社によってサービス内容が異なりますので、各社にお問い合わせください。

有料道路通行料金・一般自動車使用料金の割引

| 区分 対象 | 第1種 | |
|-------------------|--------|-------|
| | | 第2種 |
| | 介護者が運転 | 本人が運転 |
| 本人又はその親族等が所有する自動車 | 50%以内 | 50%以内 |
| 介護者の所有する自動車 | 50%以内 | — |

介護者が運転する場合は、旅客運賃減額第1種の身体障害者手帳又は療育手帳「A1、A2」をお持ちの人が対象で、同乗されている場合のみ対象になります。

事前に登録が必要になります。申請書は役場にあります。

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時にお持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・車検証
- ・運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）

※ETCを利用する場合は上記のほかに、ETCカード（原則として本人名義）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要になります。

○その他

割引有効期間は、申請をした日からその後の2回目の誕生日までです。更新の申請は、有効期限の2カ月前から行うことができます。

ETCを利用する場合は、自動車の登録が必要です。登録できる自動車は1人1台に限ります。また、自動車の所有者は、原則として障がい者本人又はその家族等に限ります。

旅客鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空旅客運賃の割引

旅客鉄道（JR）・・・50%割引（普通乗車券）

- 対象者 第1種の身体障害者と知的障害者が介護者と乗車する場合
第1種及び第2種の身体障害者と知的障害者の人が単独で、普通乗車券片道100kmを超える区間を乗車する場合
- その他 定期乗車券、回数乗車券、急行券についても割引制度があります。

長野電鉄・・・50%割引（普通乗車券・定期券・回数券）

- 対象者 第1種の身体障害者と知的障害者の人
第2種の身体障害者と知的障害者の人
第1種の身体障害者と知的障害者の介護者（一人のみ）
- ※詳しくは、駅窓口でご確認ください。

バス・・・50%割引（普通乗車券）

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
- ※詳しくは、バス会社へお問い合わせください。

タクシー・・・10%割引

- 対象者 身体障害者手帳又は療育手帳所持者
 - その他 相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については割引対象となります。ただし、迎車回送料金・高速料金・駐車料金は割引対象外です。
- ※詳しくは、タクシー会社へお問い合わせください。

航空旅客・・・各航空会社が国内線について一定の条件にあてはまる場合に割引

- 対象者 身体障害者手帳又は療育手帳所持者
第1種身体障害者又は第1種知的障害者の介護者（1名）
- ※対象者、割引額は各航空会社により異なりますので、利用する航空会社へお問い合わせください。

駐車禁止規制の適用除外

歩行が困難な障がい者に対して、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

- 対象者
身体障害者手帳（1級～4級 ※障害の種別・等級により異なります）
療育手帳（A1、A2）
精神障害者保健福祉手帳（1級）
- 手続き申請窓口
須坂警察署 電話 246-0110

身体障害者標識（身体障害者マーク）の販売

自動車の運転者が表示する標識のうち、身体障害者標識（クローバーマーク）は道路交法で定められたもので、交通安全協会等で販売されています。表示は努力義務ですが、危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に対し幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交法の規定により罰せられることになります。

■須高交通安全協会 須坂警察署内 電話 246-0034



信州パーキング・パーミット制度（障がい者等用駐車場利用証制度）

公共施設や店舗等の様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用していただくため、長野県が県内共通の「利用証」を交付します。

○対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者又は妊産婦等歩行が困難な人

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

○申請時に必要なもの

- ・交付申請書（役場健康福祉課地域福祉係にあります。または長野県ホームページからダウンロードしてください）
- ・障がい等の状況がわかる書類の写し（手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子手帳等）
- ・代理人の身分証明書（代理人が窓口で申請する場合）



車いす使用者



車いす使用者以外

ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人等外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を受けやすくなるように、長野県では平成 30 年 7 月から配布を開始しました。

○手続き申請窓口

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

その他の配布場所

県庁障がい者支援課、長野保健福祉事務所福祉課・健康づくり課、県精神保健福祉センター、県総合リハビリテーションセンター

○申込者 1 人につき、ヘルプマーク 1 個の配布とします（無料配布）



税の減免等

税金の控除

町県民税・所得税の所得控除

障がいの等級により、控除が受けられます。（基準日は12月31日）

○対象者

特別障害者控除

- 身体障害者手帳…1～2級所持者
- 療育手帳…A1・A2所持者
- 精神障害者保健福祉手帳…1級所持者
- その他…常に就床し、複雑な介護を要する人

障害者控除

- 身体障害者手帳…3～6級所持者
- 療育手帳…B1・B2所持者
- 精神障害者保健福祉手帳…2・3級所持者
- その他…65歳以上の人で障害の程度が障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人

| | 町民税・県民税 | 所得税 |
|---------|----------------------------------|----------------------------------|
| 特別障害者控除 | 300,000円 (同居特別障害者控除は530,000円) | 400,000円 (同居特別障害者控除は750,000円) |
| 障害者控除 | 260,000円 | 270,000円 |
| 控除開始 | 取得した年の翌年度から | 取得した年から |

○問い合わせ窓口

- 町民税・県民税 住民税務課 税務係 電話 214-9103
- 所得税 長野税務署 電話 234-0111 または勤務先の給与担当者

相続税の障害者控除

相続人が障がい者である場合、障害の程度により相続税額から一定額の控除が受けられます。

○問い合わせ窓口

- 長野税務署 電話 234-0111

税金の非課税

少額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳等の交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人（妻）及び児童扶養手当を受けている人（児童の母）が受け取る一定の預貯金等の利子に等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。※詳しくはゆうちょ銀行、銀行、証券会社等又は税務署窓口でご確認ください。

特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の生活費などにあてるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害がある人をいいます。

※詳しくは信託会社等窓口でご確認ください。

消費税

障がい者が使用するための特殊な構造、機能を有する次の物品で、一定のものの譲渡、貸付等が非課税になります。※詳しくは税務署窓口でご確認ください。

- ・補装具（義肢・義足・補聴器・車いす等）
- ・日常生活用具（盲人用時計・特殊寝台等）
- ・改造自動車（身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられたもの・車いすを使用する人を、車いすとともに搬送できるような昇降装置を装備し、かつ車いすの固定に必要な手段を施してあるもの）

個人事業税

両目の視力を喪失した人又は両目の視力が0.06以下の重度視覚障害者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業は非課税になります。

※詳しくは長野県総合県税事務所（電話 026-234-9505）へご確認ください。

自動車税の減免

○問い合わせ窓口

自動車税・自動車取得税 長野県総合県税事務所 電話 234-9505
軽自動車税 住民税務課 税務係 電話 214-9103

○対象となる自動車等

- ① 身体障害者等が所有する自動車
 - ② 18 歳未満の身体障がい児又は知的障がい者若しくは精神障がい者と生計を一にする人が所有する自動車（ただし、障がい者の通院・通学などに運転する自動車に限ります）
- ※減免台数は、1 名につき 1 台に限ります。

| | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | |
|-------|----------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 身体障害者 | 視覚 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 聴覚 | | ■ | ■ | | | | |
| | 平衡 | | | ■ | | | | |
| | 音声 | | | ※ | | | | |
| | 上肢 | ■ | ■ | | | | | |
| | 下肢 | ■ | ■ | | ■ | ■ | ■ | |
| | 体幹 | ■ | ■ | | | ■ | | |
| | 脳原性 | 上肢 | ■ | ■ | | | | |
| | | 移動 | ■ | ■ | | ■ | ■ | ■ |
| | 心臓 | ■ | | ■ | | | | |
| | じん臓 | ■ | | ■ | | | | |
| | 呼吸器 | ■ | | ■ | | | | |
| | ぼうこう又は直腸 | ■ | | ■ | | | | |
| | 小腸 | ■ | | ■ | | | | |
| | 免疫 | ■ | | ■ | | | | |
| 肝臓 | ■ | | ■ | | | | | |
| 知的障害者 | | 療育手帳 A1 又は A2 | | | | | | |
| 精神障害者 | | 精神障害者保健福祉手帳 1 級 | | | | | | |

○対象者

■ ... 生計同一者が運転する場合も対象になります

■ ... 本人が運転する場合に対象になります

※... 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。

○申請時期

自動車税

4 月 1 日現在で要件を満たす人は、長野県総合県税事務所が広報する申請期限までに申請してください。すでに減免を受けている人は、申請事項に変更がない限り、翌年度以降も継続して減免されます。

年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障害程度の変更による再交付を受けた場合は、減免の要件を満たした日から 30 日以内に申請してください（4 月 1 日現在で自動車をすでに所有している場合に限ります）。

軽自動車税

4 月 1 日現在で要件を満たす人は、役場税務係が広報する申請期限（5 月下旬）までに申請してください。

すでに減免を受けている人も、毎年度申請が必要になります。

年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障害程度の変更による再交付を受けた場合は、翌年度（4 月 1 日現在）に申請してください。

○**軽自動車税**減免申請時にお持ちいただくもの

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳
- 車検証
- 運転者の運転免許証
- 当該年度の軽自動車税の納税通知書（毎年5月中旬に郵送します）
- マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの

※自動車税の減免申請時にお持ちいただくものは、長野県総合県税事務所（電話 234-9505）へお問い合わせいただくか、長野県総合県税事務所ホームページをご覧ください。

7. 年金

※日本年金機構発行の「障害年金ガイド」をご覧ください

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる制度です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師等の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、「厚生年金」に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

障害年金を受け取るには、年金保険料の納付状況などの条件が設けられています。

障害基礎年金

○相談窓口

健康福祉課 国保年金係 電話 214-9107 （※初診日が国民年金第1号被保険者の期間中若しくは20歳前である場合）

長野北年金事務所 電話244-4100（代表）

障害厚生年金

○相談窓口

長野北年金事務所 電話 244-4100（代表）

8. スポーツ・レクリエーション

長野県障がい者福祉センター サンアップル

サンアップルでは、スポーツや文化活動を通じた仲間づくり、交流イベントの開催、ボランティアの養成等の事業を通して障害のある人もない人も誰もが親しくふれあい、交流の輪を広げる「心のバリアフリー」をめざしています。

○スポーツ教室・文化教室の開催

水泳、サッカー、エアロビクス、フロアホッケー、バドミントン又は各種体験教室等定期的にスポーツ教室を開催しています。また、文化教室（和太鼓教室等）や文化活動体験会（絵画、歌声ひろば等）、ボランティア研修会及びコンサートなどを開催しています。

■長野県障がい者福祉センター サンアップル

長野市下駒沢 586 番地 電話（代表）295-3111
（スポーツ教室等）295-3442

障がい者スポーツ大会

○長野地区障がい者スポーツ大会

障がい者の体力の維持増強と、地域住民の理解を深めるため、身近に参加できる大会が開催されます。

実施時期 毎年6月

会場 長野市営長野運動公園

○県障がい者スポーツ大会

陸上競技や水泳、バスケットボール等個人種目6競技、団体種目8競技が実施されます。

実施時期 毎年9月

会場 松本平広域公園陸上競技場

○問い合わせ先

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

長野県障がい者文化芸術祭（夢・アートフェスタ）

障がい者の様々な文化芸術活動の成果を発表し、障がいのある人もない人も共に出会いとふれあいの輪を広げることにより、障がい者の社会参加を促進します。

実施時期 毎年9月

○問い合わせ先

健康福祉課 地域福祉係 電話 214-9118

県障がい者文化芸術祭実行委員会事務局（県障がい者福祉センター（サンアップル）内） 電話 295-3111

町内の美術館等施設の利用助成

おぶせミュージアム・中島千波館、高井鴻山記念館、歴史民俗資料館をご覧になるときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と付き添いの介護者（1名）の観覧料が半額になります。受付で手帳を提示してください。高齢者、小中学生は無料です。

県立の文化施設の利用助成

長野県立美術館及び県立歴史館の主催する展覧会をご覧になるときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と付き添いの介護者（1名）の観覧料が全額免除になります。受付で手帳を提示してください。

ゆめ愛文化展

高齢者や障がい者の趣味活動等の発表の場、交流の場として作品展や芸能祭等を行います。

実施時期 毎年11月

○問い合わせ先

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

障がい者「希望の旅」

遠方に外出する機会の少ない、心身に障がいがある人の仲間作りや交流のために、車いすのまま乗車できるバス（バリアフリー対応型）を使用し1泊2日の旅行を行います。（参加費自己負担あり）

実施時期 6月頃

○対象者

身体、知的又は精神に障がいがある人、付き添いの家族

○問い合わせ先

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

ふれあい小さな旅

遠方に外出する機会の少ない心身に障がいがある人の交流やリフレッシュを図るために、車いすのまま乗車できるバス（バリアフリー対応型）を使用し、日帰りの旅行を行います。（参加費自己負担あり）

実施時期 10月頃

○対象者

身体、知的又は精神に障がいがある人、付き添いの家族

○問い合わせ先

小布施町社会福祉協議会 電話 242-6665

9. 相談窓口ほか

小布施町が委託している相談支援センター

■須高地域総合支援センター

〒382-0087 須坂市大字須坂 344 番地 3 (須坂ショッピングセンター内)

電話：248-3750 FAX：214-0158

相談内容

- ・障がい者及び保護者等からの相談全般
- ・福祉サービスの利用援助に関する業務
- ・社会資源を活用するための支援に関する業務
- ・社会生活力を高めるための支援に関する業務
- ・ピアカウンセリングに関する業務
- ・障がい者等の権利擁護のために必要な援助に関する業務
- ・専門機関の紹介に関する業務

その他の相談窓口

| 名 称 | 所在地・連絡先・相談時間等 |
|-----------------------|---|
| 身体障害者更生相談所 | 長野市下駒沢 618-1 長野県立総合リハビリテーションセンター内更生相談室 TEL:296-3953(代) FAX:295-0716 |
| 中央児童相談所 知的障害者更生相談所 | 長野市大字南長野妻科 282-7 TEL:238-8010 FAX:238-8025 |
| 長野保健福祉事務所 | 長野市中御所岡田 98-1 障がい福祉 TEL:225-9057 保健医 TEL:223-2131 |
| 長野県精神保健福祉センター | 長野市下駒沢 618-1 長野県立総合リハビリテーションセンター内 TEL:266-0280 FAX:266-0502 ○精神保健についての相談 |
| 長野圏域障害者就業・生活支援センター | 長野市中御所 3 丁目 2 番 1 カネカビル 1 階 TEL:214-3737 FAX:214-3971 相談時間:平日 9:00~17:30 ○障がいのある人からの就職に関する相談、就職へ向けた準備や生活面での支援など |
| 長野障害者職業センター | 長野市中御所 3 丁目 2-4(ハローワーク長野隣) TEL:227-9774 FAX:224-7089 相談時間:平日 8:45~17:00 ○就職のための相談・評価から、職業に必要な知識・技能を修得するための職業講習、就職後の職場適応指導・うつ病等による休職者の職場復帰支援など、障害者の職業自立と雇用促進・安定に関すること |

| | |
|-----------------------|--|
| | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ホームページ http://www.jeed.or.jp |
| 長野北年金事務所 | 長野市吉田 3-6-15 TEL:244-4097 (お客様相談室) |
| 長野県障がい者権利擁護(虐待防止)センター | 長野市大字南長野字幅下 692-2 (長野県庁健康福祉部障がい者支援課内) TEL:235-7107 FAX:234-2369 ○障がい者の虐待に関する相談 |
| 小布施町障がい者虐待防止センター | 小布施町大字小布施 1491-2(小布施町役場健康福祉課地域福祉係内) TEL:214-9118 FAX: 247-3113 ○障がい者の虐待に関する相談 |
| 須高地域成年後見支援センター | 須坂市大字須坂 476-1(社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会内) TEL:214-1027 FAX:246-0054 ○成年後見に関する相談、手続きの支援など |
| 長野県医療的ケア児等支援センター | 長野市大字南長野字幅下 692-2(長野県庁健康福祉部障がい者支援課内) TEL:235-7185 相談時間:平日 8:30~17:15 ○医療的ケア児等の支援に関する相談 |
| 長野県発達障がい者情報・支援センター | 松本市旭 2-11-30(長野県松本旭町庁舎2階) TEL:0263-37-2725 相談時間:平日 9:00~16:00 ○発達障がいに関する知識及び支援方法に関する紹介等 |
| 長野県難病相談支援センター | 松本市旭 2-11-30(長野県松本旭町庁舎2階) TEL:0263-34-6587 相談時間:平日 8:30~17:15 ○難病の支援に関する相談 |

町内の福祉事業所一覧(障害福祉関係)

| 名 称 | サービス | 所在地・連絡先・相談時間等 |
|---------------------------------|--|---|
| 小布施町地域活動支援センター | 余暇や創作活動の提供の場 | 小布施町大字中松 325 TEL:214-5544 |
| 小布施町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 | 居宅介護 | 小布施町大字小布施 860-イ(千年樹の 里健康福祉センター内) TEL:242-6665 FAX: 242-6696 |
| 小布施町社会福祉協議会 小布施町デイサービスセンター | 生活介護 | 小布施町大字小布施 857-6 TEL:247-5671 FAX: 247-5465 |
| 社会福祉法人 夢工房福祉会 小布施町ワークホームみすみ草 | 就労継続支援B型 | 小布施町大字中松 325 TEL:247-6343 FAX:242-6048 |
| 社会福祉法人くりのみ園 くりのみ園 | 就労継続支援A型 就労継続支援B型 指定特定相談支援 指定障害児相談支援 就労定着支援 グループホーム | 小布施町大字都住 1238-2 TEL:247-6330 FAX:213-7283 |
| NPO 法人まいペース 楓舎 | 就労継続支援B型 生活介護 | 小布施町大字小布施 1444-1 TEL:247-8120 FAX:247-8130 |
| NPO 法人まいペース グループホーム事業部 | グループホーム 短期入所 | 小布施町大字小布施 1444-1 TEL:214-3360 FAX:214-3365 |
| NPO 法人まいペース まいすたいる | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援 | 小布施町大字小布施 1444-1 TEL:214-3360 FAX:214-3365 |
| 障害児通所支援施設 ココモネ | 児童発達支援 放課後等デイサービス | 小布施町大字北岡 182 TEL:214-3466 FAX:214-0034 |